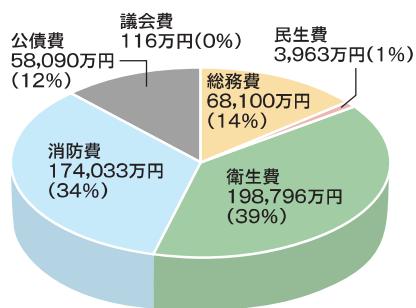


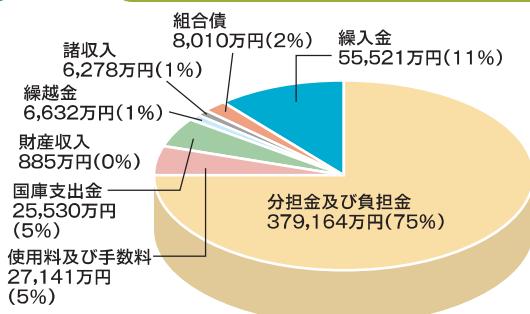
胆江地区最終処分場(エコパークあおぶくろ)施設見学会



一般会計歳出 50億3,098万円



一般会計歳入 50億9,161万円



奥州金ヶ崎行政事務組合
の平成22年度決算が10月定
例議会において認定されま
した。

◆一般会計

平成22年度の歳入総額は50億9
161万円、歳出総額は50億30
98万円となり、翌年度へ繰り越
すべき財源を除いて、5081万
円の黒字決算となりました。

平成22年度は、最終年度にあた
る最終処分場整備工事及び胆江地
区ふるさと市町村圏基金の廃止に
伴う繰り入れにより、決算額は大
幅な増となりました。

歳入の中で最も金額が多いもの
は、関係市町からの「分担金」37
億9164万円となっています。

組合のそれぞれの事業運営に必要
な費用は、主にこの分担金で賄わ
れています。

歳出は、「総務費」が6億81
00万円であり、主な内容は胆江
地区ふるさと市町村圏基金関係市
町出資金返還金4億5000万円
及び県補助金返還金1億円です。
「衛生費」は、19億8796万
円であり、主な内容は、ごみ・し
尿の維持補修工事費1億9082
万円や最終処分場整備事業費9億

2349万円です。



住民の安全・安心を確保するため、救助工作車(水沢消防署)、水槽付消防ポンプ自動車(水沢消防署)、救急自動車(胆沢分署)を更新しました。

「消防費」は、17億4033万円で救助工作車、水槽付消防ポンプ自動車等の緊急車両を1億52万円で更新しました。
「公債費」は、5億8090万円と大きく減少しました。
また、東北太平洋沖地震の影響により、火葬炉整備等工事及びごみ計量機更新工事に要する経費82万円を翌年度の財源として繰り越しています。

性質別歳出決算額内訳 (単位:万円)

項目名	22年度	21年度
人件費	18億4,590	18億2,684
物件費	5億5,254	5億5,686
維持修繕費	1億7,165	1億7,981
補助費等	6億 927	1,837
公債費	5億8,089	7億 644
普通建設事業費	12億7,073	10億2,674
歳出合計	50億3,098	43億1,506
組合債残高	11億9,861万円(22年度末残高)	

歳入決算額内訳 (単位:万円)

項目名	22年度	21年度
分担金及び負担金	37億9,164	35億3,673
使用料及び手数料	2億7,141	2億7,212
国庫支出金	2億5,530	1億3,655
県支出金	一	270
財産収入	885	705
繰越金	6,632	2億8,089
諸収入	6,278	3,040
組合債	8,010	6,490
繰入金	5億5,521	5,004
歳入合計	50億9,161	43億8,138



多文化共生推進(音声媒体収録)事業

収益的収支 (単位:万円、税抜き)

項目名	22年度	21年度
事業収益	3億1,348	3億1,295
事業費用	2億7,506	2億8,809
純利益	3,842	2,486

資本的収支 (単位:万円、税込み)

項目名	22年度	21年度
資本的収入	5億4,042	6億7,787
資本的支出	5億9,187	7億2,996
不足額	5,145	5,209

※資本的収支の不足額は、過年度の留保資金等で補てんしています。

項目名	22年度	21年度
企業債残高	53億2,018万円(22年度末残高)	

◆胆江地区ふるさと市町村圏基金特別会計
本会計は、胆江地区ふるさと市町村圏基金の廃止に伴い、平成22年度末もって廃止しました。
平成22年度の決算額は、歳入・歳出ともに759万円となりました。歳出は、広域的振興事業に補助金238万円、本会計の廃止に伴う一般会計への繰り出し金521万円です。

平成22年度の決算額は、歳入・歳出ともに759万円となりました。歳出は、広域的振興事業に補助金238万円、本会計の廃止に伴う一般会計への繰り出し金521万円です。

平成22年度は、前年度に引き続き奥州市胆沢区の若柳受水池へ水道用水の供給を行いました。

黒字決算となりました。
資本的収支は、胆沢ダムの建設負担金3億9982万円等の創設事業費及び企業債償還金1億1881万円で、財源には、企業債、国庫補助金、関係市町の出資金等を充てました。

平成22年度は、前年度に引き続き奥州市胆沢区の若柳受水池へ水道用水の供給を行いました。

◆胆江広域水道用水供給事業会計（企業会計）

放射性物質を含む焼却灰等のモニタリング結果（11月11日現在）

焼却灰（基準値 8,000ベクレル/kg）

単位：ベクレル/kg

項目	ヨウ素-131	セシウム-134	セシウム-137	合計	試料採取日
飛灰	不検出	1,800	2,300	4,100	11月11日
主灰	不検出	370	390	760	11月11日

焼却灰は、主灰760ベクレル/kg、飛灰4,100ベクレル/kgで、飛灰については、7月13日の10,500ベクレル/kgをピークに減少しています

空間線量（測定高さ：1メートル）

単位： $\mu\text{Sv/h}$

衛生センター	灰搬出室	ダスト固化室	2階 炉室前	敷地境界				測定日
				東	南	西	北	
最終処分場	埋立地内 石田地区	敷地外① 大袋地区	敷地外②	敷地境界				測定日
				東	南	西	北	
				0.35	0.41	0.43	0.42	11月7日

最終処分場の空間線量については、埋立地1カ所、敷地境界4カ所（東西南北）及び敷地外の2カ所を測定しており、測定結果は0.35 $\mu\text{Sv/h}$ と埋立地内が一番低い数値となっており、敷地内と敷地外では大きな変化はありません。

最終処分場の水質

単位：ベクレル/kg

項目	ヨウ素-131	セシウム-134	セシウム-137	合計	測定日
地下水（下流）	不検出	不検出	不検出	不検出	11月11日
地下水（上流）	不検出	不検出	不検出	不検出	11月11日
地下水（ピット）	不検出	不検出	不検出	不検出	11月11日
下水道放流水	不検出		5.0	5.6	10.6

下水道放流水の放射性セシウムは、10.6ベクレル/kgであり、排水濃度限度（150ベクレル/kg）と比して、大幅に低い数値となっています。

可燃ごみ焼却施設の排ガス（煙突）

単位：ベクレル/ m^3

項目	ヨウ素-131	セシウム-134	セシウム-137	合計	試料採取日
排ガス測定口	不検出	不検出	不検出	不検出	11月11日

放射性セシウムは、不検出です。

◆放射性物質を含む焼却灰の埋立に係る住民説明会等の開催について

放射性物質を含む焼却灰の埋立について、住民皆様のご理解とご協力をお願いするため、11月4日（金）から6日（日）の三日間、胆江地区最終処分場の施設見学会及び11月7日、放射能に関する講演会及び第2回住民説明会を開催しました。

胆江地区最終処分場施設見学会

胆江地区最終処分場（エコパークおおぶくろ）を一般公開し、職員による埋立地や浸出水処理施設簡易測定器による空間線量の測定結果等の説明を行いました。三日間で約110名の参加がありました。

放射能問題に関する講演会

前沢いきいきスポーツランドを会場に、岩手大学農学部の佐藤准教授を講師に「放射線とその健康への影響について正しく理解しようと題した講演会を17時30分

から開催しました。

放射線の基礎知識、食品と環境の放射能汚染とそれによる被ばく、放射線の健康への影響などについての講演が行われ、住民の方からは放射線の身体への影響等についての質問が出されました。

第2回住民説明会

講演会終了後、組合側から、小沢管理者、後藤副管理者が出席するとともに、環境省（5名）及び岩手県（4名）職員の出席をいただき、第2回住民説明会を開催しました。

組合からは、焼却灰等の測定結果、胆江地区最終処分場への放射線測定結果掲示板の設置等及び後の対応として

①8,000ベクレル/kgを超える飛灰106・5トンについては、平成24年1月1日に施行される放射性物質汚染対処特措法の規定により処理を行うものとし、その間は焼却施設の灰ピットで保管する
②8,000ベクレル/kgを下回る飛灰の埋立については、ベン

トナイト等による試験的埋立処分を12月上旬から行う

③停電に備え自家用発電機を平成24年3月までに設置する

④住民説明会については、国の動向等を踏まえながら、今後も必要に応じて適切に実施する

等について説明を行いました。



8,000ベクレル/kgを下回つ

ている場合は、混合灰として埋立処理することは可能ととてきました

た。7月13日に照会のありました

混合灰の埋立てについては、排出後に主灰と飛灰を混合する場合は、

その過程で放射性物質の飛散流出のおそれがあり、作業上の安全対策を取る必要があつたため、その

点に留意するよう回答しましたが、埋立処理の安全性については、施

設の構造上混合して排出される場合と同様と考えており、混合灰の埋立て 자체は問題ないと考えます。

(環境省)

・胆江地区最終処分場へ仮に放射性物質を含む焼却灰が8,000ベクレル/kgを、将来的に埋立てを15年間した場合に、放射線量がどのように変化していくのか、具体的な数値を示してご教授いただきたい。

管理型処分場において、覆土等

環境省からは、組合が環境省に照会した混合灰及び国の基準で示されている8,000ベクレル/kgの根拠等の8事項について説明を行つていただきました。

・混合灰について

これまで、施設の構造上、主灰と飛灰が混合して排出され、

具体的には、被ばく線量の計算

は、埋立量55万トンすべてが8,000ベクレル/kgという多量の埋立を行つた場合を想定しています。

仮に年間埋立量を約4,000トンとすれば、これを15年間埋め立て続けると最終的に60,000トンとなります。が、上記設定は

この9倍です。

したがつて、次の目安を十分に満足することになります。

①処理に伴つて周辺住民の受ける線量が1mSv/年（公衆被ば

くの線量限度）を超えないよう

にする。

②処理を行う作業者が受けける線量についても可能な限り1mSv/年を超えないことが望ましい。

③施設の管理期間終了以後、周辺住民の受ける線量 $10\mu\text{Sv}/\text{年}$ 以下（クリアランスレベルの設定に用いた基準）とする。

この場合、最終処分場からどのくらい離れた場合に、放射線の影響をうけなくなるのか、ご教授いただきたい。

(環境省)

計算をさせていただきました。

毎日、30cmの即日覆土で、最終処分場へ埋立を続けていく状態で、

20mから30m離れていただければ

0.01mSv/年となり、何の影響もないレベルとなります。

(環境省)

参加された住民の方からは、「焼却灰の埋立に対する質問や「情報の開示が少ない。住民に対する説明が遅い。」との意見が出されました。

今回

の住民説明会の資料（環境省からの回答含む）については、組合ホームページに掲載しております。

編◆集◆後◆記

住民説明会での質問及び意見を真摯に受け止め、今後の胆江地区最終処分場の管理については、モニタリングの実施により安全性の確認を行うとともに、住民皆様の理解を得られるよう、さらに努力してまいります。

(M)